

令和2年第2回大洗町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年6月5日（金曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第38号 大洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
議案第39号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第40号 大洗町大洗駅前広場駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第41号 大洗町監査委員条例の一部を改正する条例
議案第42号 大洗町総合計画審議会条例の一部を改正する条例
議案第43号 大洗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
議案第44号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例
議案第45号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第46号 大洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
議案第47号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第48号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第3号）
議案第49号 令和2年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第50号 防災行政無線戸別受信機及び屋外ダイポールアンテナ備品購入売買契約の締結について
議案第51号 大洗町ビーチテニスクラブ増築工事請負契約の締結について
議案第52号 1国補都再第7-1-2号大洗駅前広場改修工事請負契約の変更について
- 日程第 7 報告第 3号 令和元年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
報告第 4号 令和元年度大洗町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 寄附の受入れについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	小沼正男君	2番	勝村勝一君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	今村和章君
9番	和田淳也君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小谷隆亮	副町長	斉藤久男
教育長	飯島郁郎	町長公室長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	渡邊澄人	総務課長	清宮和之
税務課長	五上裕啓	住民課長	本城正幸
福祉課長	小林美弥	こども課長	小沼正人
健康増進課長	佐藤邦夫	生活環境課長	磯崎宗久
都市建設課長	渡邊紀昭	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	有田和義	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	生涯学習課長	深作和利
消防長	内藤彰博	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（小沼正男君） おはようございます。会議開催に当たりまして申し上げます。

今定例議会は、コロナウイルスの感染拡大防止及び傍聴に来る方の健康を守る観点から、傍聴を自粛していただくこととなりました。

また、議員、執行部一同、新型コロナウイルスの予防および感染拡大防止のために、マスクを着用して出席をしております。

続きまして、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

開議 午前9時30分

◎開会および開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和2年第2回大洗町定例議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、9番 和田淳也君、10番 海老沢功泰君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） この際、諸般の報告をいたします。

5月12日、6月1日、議会運営委員会を開催いたしました。

6月1日、議会全員協議会を開催いたしました。

監査委員から、令和2年4月分の現金出納検査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（小沼正男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎議案第38号および議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第3、議案第38号 大洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議案第39号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第38号および議案第39号の専決処分につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し承認を求めるものでございます。

議案第38号 大洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてにつきましては、地方税法等の一部改正に伴いまして所要の改正について、令和2年4月30日付で専決処分したものであります。

主な改正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症およびその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図ることを目的として、徴収の猶予制度の特例や、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置を講ずるとともに、軽自動車税環境性能割の臨時的な軽減を延長するという内容でございます。

続きまして、議案第39号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてにつきましても、地方税法等の一部改正に伴いまして所要の改正について、令和2年4月30日付で専決処分したものであります。

主な改正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症およびその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、中小事業者等が所有する事業用家屋に係る都市計画税の軽減措置を講じるという内容であります。

以上が議案第38号および議案第39号の2件でございます。説明を終わりますけれども、詳細につきましてはお手元の議案書等によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第38号 大洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。11番坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 今般のコロナ騒動に関してのいろいろ税条例の変更ということでもあります

けども、じっくりと読ませていただいているんですが、もう少しかいつまんで、例えばこういう事例の時はこういうことですよということで、簡単にちょっとご説明を一度いただきたいんですが。例えば25条に関しても、ちょっとよく読んでも全部が全部理解できないところがありますので、そのところをもう少しかいつまんでお願いをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 税務課長 五上裕啓君。

○税務課長（五上裕啓君） 坂本議員のご質問にお答えします。

主な改正内容でございますが、今回の改正条例は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る税制上の措置でございます。全て附則の改正となっております。

4ページの新旧対照表をご覧ください。まず、町税全般にわたる措置で、徴収猶予の制度の特例でございます。ページでいいますと5ページの第24条で、内容につきましては、新型コロナウイルスの影響で2月以降、収入が大幅に減少、前年同期比概ね20%下回った場合におきまして、無担保かつ延滞金無しで1年間徴収を猶予するものでございます。

次に、固定資産税に関するものが2でありまして、1つ目が中小企業等が所有する償却資金及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置で、ページでいいますと4ページの10条、読みかえ規定とある部分になります。内容につきましては、新型コロナウイルスの影響で令和2年2月から10月までの売上高が大幅に減少している中小企業者等に対しまして、令和3年課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1、または0にするという改正でございます。

2つ目ですが、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充延長でございます。4ページの10条の2、24項と26項の部分となります。内容は、新型コロナウイルスの影響を受けながら新規に設備投資を行う中小企業事業者等を支援する観点から、特例措置の適用対象に一定の事業用家屋および工作物を加えること、生産性向上特別措置法の改正により、適用期限を2年延長とするものでございます。

次に、軽自動車税でございます。環境性能割の臨時的延長がありまして、4ページの下から3行目、15条の2の規定で環境性能割の税率を1%軽減する特例を令和3年3月31日まで6カ月延長するというものでございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。いわゆるですね、今回のこの税条例の変更というものは、地方税としての我々、我々というか町のほうを持っている課税権の執行に対する変更、さらにですね、私はここで聞きたいのは、経営者に対するものは手厚くなっています。コロナ対策ということは、多分それで解雇があったり、そういう形で収入が通常の方々が、民間の方がね、そういったコロナ対策というのも実は入ってくるわけでありまして、その税の公平さからして、果たしてその商売だけの人間たちがこういう特例を受けて、解雇対象になっているような方々がどういう形で税条例に反映されるのか、このあたりは国のほうの税法は変わってないとは思いますが、このあたりの公平さというものをどのようにお考えなのかお尋ねをしたいんですが。

○議長（小沼正男君） 税務課長 五上裕啓君。

○**税務課長（五上裕啓君）** 今回の改正でございますが、主に個人事業主と中小企業に対する特例措置の拡充でございます。

○**議長（小沼正男君）** 11番 坂本純治君。

○**11番（坂本純治君）** 確かにそうなんですよね。それよくわかります。よくわかりますけど、本来のコロナ対策というのは、いろんな多岐にわたって、いろいろな形で町民の皆さんたちに影を落としています。商売の人たちだけが確かにそういう恩恵を受けられるのかと、非常に厳しいのはよくわかります。周りを見て一番最初に厳しいところは、もうホテル・旅館もそうですが、いろんなところで大変厳しい状況になってるのは私たちは肌で感じておりました。そういうなかにおいても、しかし、一般的に働いている方々も同じような特例を受けるのが本来の筋であって、そのあたりの考え方、これはやはり一応ですな私がなぜここで申し上げるかという、意見も出ないということはおかしいと思うんですよ。そういうその弱者の声というのは、どこに誰が伝えるんだということも踏まえて、私は質問させていただきました。答弁は求めても、これは国の政策というものがあっても、ただ、こういったこともですね、少なくとも市町村が県・国のほうにやはり働きをかける、働きかけをする、そういったものが必要なんじゃないかなということの意見を申し上げて終わります。

○**議長（小沼正男君）** ほかに。12番 菊地昇悦君。

○**12番（菊地昇悦君）** 税金の猶予ということですけども、いずれは払わなきゃならないということです。今でも納めるのが大変だという時に2回分を納めなきゃいけないって。町の様々なサービス提供の条件として、町税を完納していることがその条件に挙げられている。これがですね猶予されて、ああよかったなと思って、いざサービスを受けようと思った時には、それが非常に大きな負担になってくる可能性が十分考えられるんですが、この辺はどのように配慮していくのか伺います。

○**議長（小沼正男君）** 税務課長 五上裕啓君。

○**税務課長（五上裕啓君）** 各許可事項などで完納証明書などを求められることがありますが、それにつきましては、徴収の猶予を受けている場合は猶予の許可証を代わりに添付していただくということで、これ全ての制度じゃありませんけども、そのような対応をとらせていただきます。

○**議長（小沼正男君）** ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（小沼正男君）** 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決をお諮りいたします。議案第38号 大洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**議長（小沼正男君）** ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第39号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を

求めることについて、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第39号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、原案のとおり決しました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第4、議案第40号 大洗町大洗駅前広場駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第40号 大洗町大洗駅前広場駐車場の設置及び管理に関する条例につきまして、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、新たに公の施設として大洗駅前広場駐車場を設置することに伴い、地方自治法第244条の2の規定に基づきまして本条例を制定するものであります。

主な制定の内容といたしましては、使用料や供用時間など、駐車場設置管理に必要な事項を規定するという内容でございます。

以上が議案第40号の内容でございます。説明を終わらせていただきますが、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第40号 大洗町大洗駅前広場駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第40号 大洗町大洗駅前広場駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、原案のとおり決しました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第41号 大洗町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第41号 大洗町監査委員条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、地方自治法の改正によりまして、引用する条項について変更が生じるため所要の改正を行うという内容でございます。

議案第41号につきましては、そのような内容でございまして、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第41号 大洗町監査委員条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） すいません、右と左ゆっくり読ませていただいてもですね、よく違いがわからない。もう少し詳細にちょっとお尋ねをしたいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

提案理由にもありましたとおり、この条例の変更内容といたしましてはですね、この条例が引用している地方自治法の条文が変更になったというものでございまして、4ページの新旧対象表をご覧になっていただくとわかるとおり、法第243条の2の第3項がですね法243条の2の2の第3項に変更になったというもの自体が条例上の変更でございますけれども、この条項は内容変更はございませんけれども、何を述べているかという条項でございますけれども、ここはですね職員が町に損害を与えたと認められた場合ですね、あまりいい表現ではないですけども、公金横領等の損害を与えた場合ですね、地方公共団体の長は監査委員に対して、その事案、賠償責任の有無等に関して、賠償金額等について等についてもですね監査委員の意見を聞くということがこの条例で述べられるところでございます。その条例自体の内容は変わりませんが、ここの部分に関しての地方自治法ですね条文がずれたということの改正ということでご理解いただきたいと思います。宜しく願いいたします。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第41号 大洗町監査委員条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第41号は、原案のとおり決しました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第42号 大洗町総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第42号 大洗町総合計画審議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、附属機関である大洗町総合計画審議会について、大洗町の人口規模や県内の他市町村の状況等を踏まえ、委員定数の見直しを行うものであります。

改正の内容といたしましては、委員定数を「20人」から「20人以内」に改めるものであります。

議案第42号につきましては、そのような内容でございまして、お手元の議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第42号 大洗町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今、提案理由を伺いましたが、これまでの定数、委員が20人で組織するのと、20人以内というのでは大きく変化していると思うんですね。その理由が人口規模などを踏まえているということですが、この20人以内というのは、どうでもとれるような数字であると思うんですね。これは、まず本当に変えなきゃいけないような状況にあるのかどうかということをまず伺います。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 議員のご質問に対してお答えいたします。

今般のですね総合計画審議会、実は総合計画のほうを改定をする形で審議会のほうを開催しなければならないというところで、委員の選定を行うところからその人数について検討したところでございます。

一つにですね、大洗町、この20人と定めた当時の人口が2万人を超えていた状態でありまして、現在1万5,000人というところで、もちろんその20人の基本を大きく変えるつもりは毛頭ないんですけ

れども、社会情勢等に柔軟に対応していくために、この「以内」という言葉を設けさせていただいたというところでございます。

それで、近隣の市町村ですとか類似規模市町村を見ましても、いずれの市町村におきましても、この「以内」という言葉をつけているというところでございまして、同規模の市町村で20人というふうに固定した数値を設定しているのは、ちょっと大洗町だけというような状況でございましたので、そちらをその社会状況にあわせて「以内」という言葉をつけさせていただいたというところでございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 社会情勢を踏まえたというふうに説明されましたが、社会情勢を踏まえるということ考えた時ですね、今、要するに様々な社会の大きな変化、いろんな面で変化していると思うんですよ。職員の仕事も多岐にわたってきているというようなことであります。そういう時にですね、この審議する方がね少なければいいというものではないと思うんです。多方面からその情勢をくみ取ってですね町の計画をつくるということは、できれば大勢の人がいいですよ。大勢がいいといっても数十人がいいというわけじゃないですよ。20人を20人以内にする理由が非常にちょっと、根拠としては非常に弱いかなというふうに思うんです。20人以内だというと、10人でもいいっていうことになりますから、それで本当にいいのかなと。定数をきちんと定めたほうが、まだいい。ほかの市町村でもそういう定数をきちっとしないで20人以内とかいうふうになっていますが、実際にはどのぐらいの人数で審議されているんですか。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 今、議員のご質問にお答えいたします。

もちろんですね、その20人以内と設けて、その20人を10人にするですとか、そういった大きく乖離するような不適切なやり方は当然しないというところはあえて申し上げさせていただきます。

それで、ほかの市町村の状況を申し上げますと、当町と大体人口規模が近いところで申し上げますと、例えば利根町などでは17人以内として17人、大子町などは20人以内としてちょうど20人というような形で審議をされているというふうに伺ってございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 定数を変更してもですね、やはりそれなりの、住む方々の生活をどうするかという非常に大事な役目を持っているのがこの総合計画をつくる上での大事な役割だと思うんですね。ですから、私は20人以内ということに決めたとしてもですね、できるだけそれに近い体制で計画をつくるという方向に、この部分はしっかりと堅持してもらいたいなというふうに要望して終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第42号 大洗町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第42号は、原案のとおり決しました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第43号 大洗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第43号 大洗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されたことに伴い、引用する法律名および条項について所要の改正をするという内容でございます。

議案第43号につきましては、今申し上げました内容ございまして、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第43号 大洗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 非常に不勉強なものですからお尋ねをするわけでありまして、今回、旧と新、読ませていただいて、行政手続等による情報通信の技術の利用に関する法律、これが文言変わって云々でありますけれども、実際に固定資産を評価する時のこういったその文言がどのような形で生かされて、どのように変化なされているのか。あと、その下もそうなんです、情報通信技術活用法というものが変わってくると。この変化が実際の運営上でここがどのように変わるのか、その一点お尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

こちらです。ね条例の内容そのものにつきましては変更等はございません。ただ、先ほども議員からもありましたとおり、引用している法律名が、ただ変更になったというだけの改正でございますけれども、ここで情報通信技術の利用の法律というものがですね、どのようにこの条例に影響しているかというようなことでのご質問であるというふうに解釈してご答弁させていただきます。

固定資産税評価委員会はですね、もし異議申し立てがあった場合ですね、町長に対しまして審査

のですね申請書ですとか必要な資料の概要を記した文書を提出して、期限を定めて町長に弁明書の提出を求めるといふような規定になってございます。その弁明書に対して、これは文書をもって提出するのではなくて、昨今の情報通信の発達によりまして、電子媒体をもって提出しても、それは弁明書の提出が通常あったというふうに認めるということでございますので、電子媒体を使った提出をもって通常の弁明書の提出があったと認めるというような条項になってございます。それは今までと何ら変わるところはございませんけれども、その適用させる法律の名称が変わったという改正だということでご理解をいただきたいと思っております。宜しく願いいたします。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第43号 大洗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、原案のとおり決しました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第44号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第44号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、個人番号通知カード廃止に伴いまして、再交付手数料の項目を削除するものであります。

この件が議案第44号の内容でございまして、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第44号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。
11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） この基本的にマイナンバーのカードの発行ということによろしいんでしょうか。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

今現在、皆様のお手元のほうには、一番最初に緑色の用紙で印刷されたマイナンバー通知カードというものが送られたかと思えます。そのなかでマイナンバーカード、写真入りのものをつくっていただいた方、そのままマイナンバー通知カードをお持ちいただいている方がいるかと思うんですけども、そちらの通知カードのほうが今後、マイナンバー通知書という切り離しができない用紙、申請書付の用紙という形で送られます。国のほうといたしましては、マイナンバー、写真付きのカードの普及促進を目指しておりまして、そちらの写真付きのカードをつくっていただくか、あとは住民票ないしは住民票の記載事項証明にマイナンバーカードが載っているものを今後、マイナンバーカードの証明書類という形になりまして、通知書としての法的な証明力がなくなる。ただ、今まで議員さんたちがお持ちいただいているマイナンバー通知カードのほうは、そのまま証明書類として使えるようになるんですけども、そのところでカードとしての機能がなくなるということの改正になります。そちらは大丈夫です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。わかりました。参考までにですね、今回、皆さん10万円という特例給付金がありましたけども、この際にそのマイナンバー制でネットで申請ができた。その際に、さすがにそのマイナンバーを持ってらっしゃらない方が新たに申請を出した。現在のマイナンバーを持ってらっしゃる方の申請率、または今の取得率、これが今どうなっているのか。さらに、今回こういう形で800円という形で、いわゆる値上げになりますけども、今までできえ何かこういったことがなければ増えなかったようなこういうカード制に対して、どのように今後啓発啓蒙しながら町民ほぼ皆さんがカードをちゃんと持たれるようになるのか、このあたりの雑駁で結構ですから、全体的な形をお知らせいただきたいと思えます。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） では、マイナンバーカードの今後を含めてのマイナンバーの今の状況ということでご説明をさせていただきます。

5月24日現在のデータにはなるんですけども、大洗町、まず交付件数といたしましては2,280件、人口に占める交付割合といたしましては13.5%になります。こちら、県平均にいたしますと16.2%、全国平均にいたしますと16.6%という形のパーセンテージになっておりますので、若干大洗町のほうは全国に比べてカードの交付率というのとは下がっております。

今回、マイナンバーカードを使った10万円の定額給付金の支給ということですが、約97件、今現在申請がございます。ほとんどがやはり、5月11日にお送りしたマイナンバーの通知のほうを待

たずに申請をしたいという方が、ほぼほぼの数でございます。ゴールデンウィーク中だけで56件の申請がございました。やはりニュースとかでもいわれているように、ちょっと設備的な不備があって、同じ人が何回も申請してしまったりとか、あとは世帯を分けている、おじいさん世帯と若い息子さん世帯で分かれているのに、全部を入れて申請してしまったりというような、かなりミスが目立ちまして、やはり申請を受けたものは全件うちのほうで住民票と照らし合わせて、ミスがあれば電話なりをして修正をかけてもらうというような手続をとらせていただきました。

マイナンバーの今後についてなんですけれども、先般、国のほうでも今回の交付金ないしのもので口座のほうのひも付けをしようかということで、今、国のほうで動いております。あと、来年の3月からは、保険証の機能としてマイナンバーカードが使えるようになるというような形で、マイナンバーカードを持っていても使えないという状況を少しでもよくしていこうということで国のほうでも動いておりますので、それに基づいてうちのほうも積極的に広報等を行っていきたいと思っております。以上です。

○11番（坂本純治君） 終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第44号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、原案のとおり決しました。

◎議案第45号および議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第45号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第46号 大洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第45号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例および議案第46号 大洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の2件につきまして、提案の理由をご説明いたします。

議案第45号につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る疾病手当金の支給について定めるため、所要の改正を行うという内容でございます。主な改正の内容といたしま

しては、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる症状があらわれたことにより療養し、労務に服することができない国民健康保険被保険者で、給与等の支払いを受けている者に対し、一定の期間に限り疾病の手当金を支給するものであります。

次に、議案第46号でございますが、議案第46号につきましては議案第45号と同様に、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る措置を講ずるものでありまして、改正の内容といたしましては、市町村が取り扱う事務として、新型コロナウイルス感染症に関する事務を加えるものであります。

以上が議案第45号および46号の内容でありまして、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

はじめに、議案第45号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。
11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） すいません、大変不勉強なものですからお尋ねをしたいんですが、新旧のほうをちょっと見ていただきたいんですが、下から5行目「ただし」というところからですね健康保険法第40条1項に規定する云々とあります。この内容を簡単に結構であります。具体的にわかりやすく説明をしていただければと思います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 第3項の件ですね、13ページの下から5行目ですかね。こちらのほうなんですけれども・・・すいません、もう一度場所を。

○11番（坂本純治君） ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときはその金額とするということでありまして、その前段ですと3分の2はお支払いしますよということがうたわれているんですけども、ただしというところで上限が設けられていると。この上限というのは、どのぐらいの金額を指しているのか、どのような内容なのかをお尋ねしているわけですけども、大丈夫ですか。お答えいただきたいと思います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 失礼いたしました。こちらの条項ですけども、通常の、標準報酬月額というのが例月の給料の平均として出すんですけども、そちらの金額の通常の3分の2、日額に計算した場合に3分の2に相当する額を・・・ごめんなさい・・・。

○議長（小沼正男君） それでは、副町長 斉藤久男君。

○副町長（斉藤久男君） 限度額の計算のところでございますが、直近の継続した3カ月の給与収入の合計額がありますけども、それを就労の日数で割るわけですね。その金額に対して3分の2というのを掛けまして少し減らすわけですけども、その日数を掛ける、そういった計算で支給をするというふうな規定でございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） いや、そうなんです。それが前段に書いてありまして、その、ただしと
いうところの以下の文がですね、どういう金額を示しているのか。いわゆるその上限設定になっ
ているわけですよ、ここの文で。その上限設定がどういう形になっているか、いわゆる例えば給料50
万の方が3カ月間平均して150割る3の3分の2がこの保障されるという書き方をされている下に、ただ
しということで書いてあるわけですよ。ここのただしの上限度というものはどのようになっている
のかをお尋ねしているわけなんですけども。手挙げていただいておりますので、担当課長のほうか
らお願いをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） こちらでいくと3カ月平均のものを30分の1、日額割にした時ですね、そ
ちらの金額が・・・、日額を超える金額を・・・、日額した時に、その金額が1カ月にいただくもの
の3分の2を超えてしまった場合には、3分の2に調整するというので、その金額を超えないもの
という形での日額計算、上限が3分の2にすることになります。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 後で結構ですので、実はここの問題は、その前段というか、ただしのすぐ
後にくる健康保険法第40条1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準月額のって書いてあ
るわけですよ。これがどのぐらいなのかっていうことですよ。最初の前段条件がここに入っている
わけで、前提条件がずれた時には全部ずれるわけです。ここの前提条件がどのような金額で算出さ
れるのか、それをお聞きしているわけなんです。わかれば答弁いただきますけども、もしわからな
ければ、後ほど文書か何かでいただければと思いますので終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 私のほうは、そんな難しい話じゃありませんので。私自身、この傷病手当
を支給するというのは、非常に大事なことだなと思っております。

そこでですね、この条文見てみますと、特別措置法というのがありまして、この新型コロナ感染
症の受診する目安としてですね、風邪の症状などが出て37.5度以上と、あるいは倦怠感とか呼吸困
難、こういうのがあった場合というようなことがさきざき聞いてきました。それで、高齢者や基礎
疾患ある方はまた別ですけども、こういうことを条件としていわれているのかなと私勘違いしてい
るかもしれませんけども、その際ですね、帰国者・接触者外来、これを受診しなければこの傷病手
当金の請求はできないのかどうか、それは関係ないのかどうか伺います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 菊地議員の質問にお答えいたします。

今回のこちらの傷病手当金の支給ですけれども、やはりコロナウイルスに実際感染してしまった
方、それ以外には感染の疑いがある、先ほど菊地議員がお答えいただいた熱があったりとか、咳が
出たりというところの方の申請になります。実際、手続といたしましては、本人に書いていただく
申請書、あと、事業主の方に書いていただく申請書、それとお医者さんのほうに書いていただく申
請書、そちらのほうを全部揃えていただいで出していただくという手続になります。

今回のこちらの傷病手当金のほうなんですけれども、会社のほうで傷病手当とか休業補償とかという形で休業の保障をしている人には該当はしません。やはり何かしか事業的に苦しいということで支払いができないようなものとか、契約上そういう条項がなくて支払いができないというところの方のセーフティーネットということで、最終的には保険者のほうでそちらのほうを面倒を見るという形の手続になっておりますので、必ずセンターのほうに問い合わせではなくても、お医者さんのほうでそういう疑いがあるという形での記載があれば、うちのほうで手続は進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 要するに、かかりつけ医でオッケーだということですよ。これから町の広報でも傷病手当の受給に関してお知らせすると思うんですけども、傷病手当制度ができましたということになると、それだけではちょっと、それで済むんですけども、この面倒くさいような帰国者・接触者外来とかね、こういうのでなくてかかりつけ医でオッケーですよというような、非常にわかりやすいような内容にしてですねお知らせしていただければなというふうに思います。終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、お諮りいたします。議案第45号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第46号 大洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第46号 大洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、原案のとおり決しました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第47号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例につい

てを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第47号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、介護保険法施行令の一部を改正することによりまして、低所得者層に対する介護保険料の軽減措置を拡充するため、所要の改正を行うという内容であります。

主な改正の内容であります。介護保険第1号被保険者中、第1段階から第3段階の者の令和2年度分の介護保険料について、軽減措置の拡充を実施するという内容でございます。

以上が47号の内容でありまして、お手元の議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第47号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 何度もすいません。今回のこの条例改正に伴って金額を下げると。低所得者の金額が下がっている。客体がどのぐらいで、総額がどのぐらい。ということは、最終的に措置費やそういったものが全部変わってないということであれば、やはり何らかの形で持ち出しが増える、どこかで増えると。どのようなフローになるのかお尋ねをしたいと思います。総額どのぐらいか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 議員のご質問にお答えいたします。

今回のこちらの改正でございますけれども、昨年6月の定例会のほうでも同様に出させていただいた保険料の軽減拡充の部分で、同じようなものでございます。これにつきましては、昨年、消費税率が10%に上がりましたことに伴う拡充ということになりまして、昨年と今年度の2カ年で完了するという形になっております。今回ですね、その残りの部分で軽減をするわけですが、軽減の対象となる見込みのもので、見込みの方については約1,900人ほど。その軽減額の合計といたしましては、約2,500万円ほどですね。こちらにつきましては、介護保険法で決められております法定の国と県と町、それと保険料の持ち出しになりますので、町のほうではこの軽減分の4分の1ほどですね、を一般会計のほうから繰り入れる形になりまして、それにつきましては年度末の議会のほうで補正予算という形で出させていただく予定でございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ありがとうございます。今回、6月議会でこれが出てきたということは、私はちょっと今、答弁のほうに入っていましたのでお聞きしようと思ったのは、3月の予算措置のなかにこれが盛り込まれていたかどうか、その雑駁なものがあるのかどうかというのを聞こうと思ったんですが、今ご答弁に入っていましたので、それは聞きませんが、概ね了解

させていただきます。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第47号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第47号は、原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は10時40分を予定しております。

(午前10時29分)

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第5、議案第48号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第48号につきまして、提案の理由をご説明いたします。

令和2年度一般会計補正予算第3号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,239万8,000円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億9,039万8,000円とするものであります。あわせて、地方債の補正もするものでございます。

3ページをお開きいただきます。

第2表地方債補正についてでございますが、体育施設改修事業債につきましては、大洗町ビーチテニスクラブ改修事業に係るスポーツ振興くじ助成金の内示額に減が生じまして、借入限度額を480万円増額し、8,310万円とするものでございます。

学校施設整備事業債につきましては、国が進める児童・生徒のために1人1台の学習用パソコン端末を整備する計画といたしまして、いわゆるGIGAスクール構想の実現に向けて高速大容量通信に対応するためのネットワーク環境整備に係る経費の財源といたしまして、借入限度額2,630万円を設定するものであります。

なお、これらの地方債の元利償還金につきましては、後年度以降の普通交付税の算定に一部算入されることになっております。

続きまして歳出の主な補正内容について、ご説明いたします。

6ページをお開きいただきます。

民生費の児童措置費の児童手当システム改修委託料につきましては、児童手当のマイナンバー情報連携に係るシステム改修費33万円を追加計上するものであります。

子育て世帯支援事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休校を余儀なくされております家庭内での支出が増加している子育て世帯に対し、町内で使用できる商品券を支給する経費といたしまして、需用費、役務費を合わせまして2,603万2,000円を追加計上するものでございます。

農林水産業費の農業振興費につきましては、産地パワーアップ事業補助金として、県が策定する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている農業者が、高収益な作物・栽培体系への転換を図る取り組みに必要な機械の導入や施設整備等に対しまして2分の1を補助するための1,292万5,000円を計上するものでございます。財源につきましては、全額県支出金で賄われます。

商工費の商工振興費につきましては、全て新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業となっております。

はじめにプレミアム付商品券発行事業補助金として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、冷え込んだ地域経済を活性化させるために30%アップのプレミアム商品券を発行いたしまして、幅広い事業者への消費喚起を図るための経費として3,300万円を追加計上するものでございます。

続きまして、4月に専決処分により追加計上しました中小企業信用保証料補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中小企業の負担を軽減するため、中小企業信用保険法の規定に基づく大洗町の認定を受けて茨城県パワーアップ融資を受けた事業者に対しまして、信用保証料の5割を補助する事業ですが、当初の融資申し込みの想定を大きく上回るというような見込みのため、900万円を追加計上するものでございます。

5月の臨時議会におきまして追加計上いたしました観光協会事業者支援事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症により売上げが減少している事業者を、クラウドファンディングを活用して支援する大洗観光協会の新たな取り組みに対しまして補助をする事業ですけれども、目標額を上回る支援金が集まっているために、プレミアム分等に係る上乘せとしてですね435万円を追加計上するものであります。

宿泊事業者事業継続支援事業補助金につきましては、町内の宿泊事業者においても自主的な休業を余儀なくされておまして、売上げ急減していることから、町といたしまして事業の継続を支援するための補助金1,610万円を追加計上するものでございます。

教育費の事務局費につきましては、小・中学生給食費支援事業として、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う小・中学校臨時休業時における登校日の昼食支援および学校再開後の8月までの給

食費支援を行うことによりまして、保護者の負担軽減を図るため、需用費および小・中学生給食費補助金を合わせまして1,854万円を追加計上するものでございます。

備品購入費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、幼稚園および小・中学校に非接触型体温計を配置するために17万9,000円を追加計上するものでございます。

学校財産管理費につきましては、地方債補正でも説明をさせていただきましたが、国が進めるGIGAスクール構想の実現に向けて高速大容量通信に対応するため、ネットワーク環境整備に係る経費として6,084万2,000円を追加計上するものでございます。主な財源につきましては、国庫支出金で2,922万7,000円、地方債2,630万円でございます。

育英事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症発生等による緊急時において、継続的に学業を進めるために、大洗町奨学資金を受けている高校生に1万円、大学生に2万円を奨学生支援給付金として支給する経費110万円を追加計上するものでございます。

4ページをお開きください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしましては、国庫支出金で1億284万1,000円、県支出金で1,292万5,000円、繰越金で3,953万2,000円、町債3,110万円を追加し、諸収入400万円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ1億8,239万8,000円を追加補正するものでございます。

以上、議案第48号の提案理由でございまして、詳細につきましては、お手元の議案書よりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第48号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。
11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 質問させていただきます。全体でいいんですよね、このなかで。まずですね、学校財産管理費、ここにGIGAスクールというのが入っています。今回のコロナ騒動を受けて、学校教育の在り方というものがどういうふうに通年確保ができるのかと、将来的なものを考えた先行投資なんだろうというふうには思っておりますけれども、まずその先行投資をする上で、今回我が町だけではなく全国でこういったものが全部展開されているのかどうか。さらに、先日説明を受けてはいますけれども、これにつきまして予定どおりの台数が確保できるのかどうか、そのあたりの見込みというのがやっぱり大事なことになるだろうと。そしてさらに、並行してですね今の子どもたちが長期の休みを余儀なくされている、仕方ないと思います。しかし、子どもたちにすれば、やはり授業時間の確保というものが非常に難しくなって、学校の先生方も現場としては非常に大変な御苦労があるんだろうというふうには思いますけれども、この2点に分けてお尋ねをしたいと思いますので宜しくをお願いします。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

こちらのですよねGIGAスクール構想の全国の展開につきましてはですね、これは全国一斉です。令和2年度内に1人1台の端末整備、あるいは高速大容量のネットワーク整備を進めるというよう

なこと全国で同じ歩みをしているところがございます。

2点目の、それに伴いました台数の確保につきましてはですね、大洗町に関しましては現在導入済みの台数が225台ございまして、本年度整備予定の台数といたしましては、残すところ852台、こちらを整備する予定でございます。こちらの台数に関しましては、全国に同時にスタートすることもありまして、年度内の調達がなかなか難しいことが予想されるところでございますけども、今後、端末の整備に当たりましては、茨城県内での共同調達に関しまして、実は今日ですね県のほうから説明があるところでございまして、そちらの説明会を通じて具体的な台数の確保についての指針が出されるのかなというところで現在捉えているところでございます。

また、児童・生徒の長期休暇、休業中ですね対応ということで、現在、4月・5月・6月ということで休校措置をとっているところでございまして、日数でいいますと約30日程度ですね休校の日数が出ているところでございます。その間ですね、授業数に関しましては105コマですね、こちらの授業が未修というような状況でございまして、こちらの穴埋めに関しましては現在ですね夏休みの短縮ということで8月8日から8月23日までですね16日間を夏休みとさせていただきます、それ以外の日数のほうでカバーしていくというようなことで現在考えているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。そのGIGAスクールに関しましては、今日ですか県のほうとの打ち合わせがあるということでもありますから、きちっとですねやはり確保しなければ、予算措置するに当たり、やはり予算はしましたけども品物がありませんでしたというようなことにならないように、そのあたりのですね調整をお願いをしたいというところがあります。

さらにですね、現場の声として、今回の105コマですか、分をずらしてくるという形に、夏休みのその短縮ということだけでは済まない時間があるでしょう。さらにですね、今回こういった新たなものに投資をする、さらにですね現場の声というのは何か上がっておりませんか。私のほうに聞こえているのはですね、子どもはもうほとんどOBになっている先生方しか私は同期いませんけども、やはり耳に入ってくるのは教室各所に、何ていうんでしょうね、菌を除去するような機械、そういったものも必ず必要ではないかということと、授業日数・時間の確保、こういったものに対して、足りない部分をとりあえずやって終わりにするというのが現実今まで私の息子の時もありました。はい、やった、はい、ここからここまでやりましたと。これで先生方のいわゆる時間は終わったという形になったことも過去にありました。今の話ではありません。そういったものも含めるとですね、果たしてそれで授業日数が、授業時数が今回確保できるのか、これは先生方の問題でも何でも、子どもたちの問題でも何でないんです。こういったコロナ問題からくる仕方ないことなんですが、しかし、そこに何かもう少し現場から何か声が上がって、こういうその新しいもの、GIGAスクールをやるというのも、これ国策としては大事でしょう。しかし、それ以前にやはりもっとあるんじゃないかと。さらにですね、収入を見てみますと、教育費のほうで400万の収入減が入っています、今回。何でしたっけ、宝くじですか、宝くじのほうの収入のほうで歳入ほうが確か減額があったと

思います。これはどういう内容で減額になったのか。さらに、そういう使い方をね、例えば条件が合えば新たなそういった現場の声が反映できるようなことがなかったのかどうか、このあたりも含めて答弁をお願いをしたいと思うんですが。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

学校再開に向けた対応ということで、現在ですと教室のほうの入り口にですと消毒液のほうを設置いたしまして、そちらでアルコール消毒をしていただきながら感染予防に努めると。あと、教室のほうですと窓を開けながら換気をこまめに30分置きにやっていくというような現在国のほうからの指示が出て対応をしているところでございます。

あと、休校に伴いました授業数の確保についての現場の意見ということでございますけれども、こちらにつきましては、なかなかですと授業主要5教科だけを詰め込んで学習をするということではなくてですと、ある程度学校の行事ごとであったりとか、そういった体育の授業であったりとかですと、そういった学校は楽しいものだよというような意識付けも子どもたちにとっては大事な部分になってきますので、そのあたりをですと、詰め込みということではなくてですと、柔軟な授業展開ができるような体制づくりを今考えているところでございます。私のほうからは以上です。

○議長（小沼正男君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 諸収入のほうですと社会教育費、雑入の400万円の減額というところはどうも、私ども生涯学習課の関連でございますと、ビーチテニスクラブの工事にかかわるものでございます。独立行政法人日本スポーツ振興センターの、通称t o t oの助成をいただくものでありまして、申請いたしましたところのほうの内示のほうがありました。3,000万円以上の工事に事業費で対象助成限度額が2,000万ということで、以前ですとそういう要綱になっておりまして申請したところでございますけれども、全国から集まったところで審査会が行われまして、その審査によりまして内示額のほうがございました。事業のほうですと工事内容の査定が行われたということではなくてですと、工事としては対象になるということでもありますけれども、その審査のほうでハード的なものは評価がAとBということがありまして、A評価が100%ということではありますが、ハード的な整備のほうはB評価ということになっておるみたいでですと、助成率が80%ということに示されまして、当初2,000万ということで予定しておったんですが、1,600万の助成ですというような内示を受けまして、今回の減額補正となっております。以上です。

○議長（小沼正男君） 教育長 飯島郁郎君。

○教育長（飯島郁郎君） 坂本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

前段の授業のほうの内容でございますけれども、先ほど次長から答弁させていただきましたように、通常の年でございますと小学校1年生が34週、それから小学校2年生から中学生までが35週が標準時数ということで授業を実施しておりますけれども、通常の年でございますと、そのほかに年間の授業時数としては41週から42週分の確保ができるのが通年でございます。今、5週から7週分ぐらいは、じゃあ今まで何に使っていたかという、一つは行事とか、それから自然災害等で臨時休校になるとか、

それから、それぞれの学校の特色ある活動を組み合わせて、その週で使っていると。今回は実質的にもう4月・5月がきちんとした授業ができませんでしたので、さかのぼると前年度の3月も、大洗の場合は1週間はやりましたけど、末尾の3週間は授業ができない状況でございました。そういう中で、本年度、トータルとして今県教委と市町村の教育長会で話し合いをしているなかで、32週から33週は確保できるかなど。ただ、そのなかで先ほど議員のご指摘がありましたとおり、その授業時数の確保で学習内容が定着したという判断は難しいかなということが一つございます。今回は特別な年度になってしまいましたので、週数の確保よりは授業内容の定着のほうに重点を置いて今後の対応、授業の内容等を考えていかなければならないかなということで、今、各校長先生方と連絡を取り合って、行事の見直しも含めて年度末までの授業の実施について話し合いをしているところでございます。

一つは、例年どおりで1単元からずっと同じようにやっていきますと週数も足りませんので、一つは重点化、もう一つは3月に、年度末に実施できなかった授業内容については、教科の内容によっては3月末に実施しなければ次の4月から5月の授業に影響を及ぼす内容もございます。それは小・中学校ともに学年をわたって系統立てた単元の系列というのがございますので、新たな学年で取り扱う内容のところに同じ系列のものを組み入れて未修の部分を学習させていくということで、取りこぼしのないようにというふうな今考えで進んでおります。

それからもう一つは、小学校6年生が中学校受験、それから中学校3年生が高校受験、ここについては県のほうで高校入試は通常どおりという提案がございましたので、現場ではそれにあわせて、やはりこの最終学年の子どもたちが通常の形で受験ができる体制を整えてやらなければなりませんので、その学年の教科内容については、それぞれの学校と相談しまして、標準時数も大事ですけども学習内容の定着のほうに力を入れて、今後、第2波等があって休校とか午前中授業とか、そういう対応があった場合には、その学年については補修的な時間をとって必ず確実な形で定着できるような施策をとっていかうかなというふうな今思っているところでございます。

あと、休校が終わりまして再開したわけですが、現場では3密が解消できることを前提に開校しておりますので、教科の内容によっては、例えば体育の柔道とか部活動のレスリングとか3密が解消できない種目とか学習内容もございます。家庭科の調理学習とか。そういうものについては、理論学習だけになってしまいますけども、削減できる部分を削減して、そこで浮いてきた時間をほかの教科の重点にしたところに回すとか、そういう工夫をしながら、なるべく年度末までにはそれぞれの学年の既習内容が定着できるように、各学校とも時間数の割り出しと教科の重点化と、そのところをお願いしているところでございますので、第2波が来ないことを願いながら、その計画のなかで対応してまいりたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 3回目になりますから、これで最後になりますが、丁寧にご答弁いただきました。現場の声というのも、私のほうにも幾つか届いておりました。現実的な子どもたちの習熟度がなかなかうまくいかないのではないか、時間確保すら難しい、今回なんかもどこかで何かをはしょら

なければいけないという現実があって、例えば卒業式、入学式、入学式はありませんけども、卒業式の例えば準備のための予行練習だとか、そういったもの削っても今回はいわゆる卒業式ができたでしょうという現場の声がありました。ですから、きちっとやることも大切なんですけども、どこかでやはり、ここまでもう休まなければいけないような社会状況のなかでは、子どもたちにその瑕疵をやっぱり持たせるようなことがないようにですね、教育長、今までこの流れをずっと大洗町、小学校から中学校に至る連携をうまくできてきました。町長は町長として大洗町を、もっと教育を高めようということで教育立町という掲げて今日までできました。それをですね、こういったコロナ問題、ここでやはりとん挫するようなものではなく、やはりそこにもう少しですね、今一度手すみが必要なと、手すみを入れることが必要なというふうに思っておりますし、さらに現場の声がですね、もっと教育長に届くような、そういう何ていうんでしょうか、管理の形があってもいいかもしれません。校長会のなかから上がってくるものと現場の声というのが、若干の温度差があるように感じております。このあたりも含めて、子ども優先、子どもファーストという言葉を使うとおかしいかもしれませんが、是非そのあたりをおくみ取っていただければなというふうに思います。答弁は求めませんので、終わりにしたいと思います。

さらに先ほどの400万の件ですが、了解しました。そういう流れだったんですね。私は教育費全般のあれかなと思ったんですが、社会教育だけですね、の問題ですね。わかりました。了解します。終わります。

○議長（小沼正男君） ほかに。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 私も今の坂本議員と質問が重なるかもしれませんが、いよいよ長期の休校が終わりましてね、通常の学習に移るということになります。これからはですね教職員、そして子どもたちが、命や健康を守りながら学習を進めていくということになっていきます。大変困難な課題だと思っておりますが、この長期の休みのなかで子どもたちが非常に学習の遅れ、あるいは格差の拡大、そういう子どもたちが不安やストレスを抱えているというようなことがテレビなどでも盛んに伝えられておりました。

大洗町ではですね、いよいよ始まったわけですが、この長期の休みがどんな影響を子どもたちにあったと受け止めているのかまず伺います。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

この学校休校期間が長引いたことによる子どもたちへの影響ということでございます。当然、授業ができないという状況でございますが、それを補う学習の支援ということ、学習態勢ということで、それぞれですね各学校、各学年に応じた教科書に準じたですねプリント学習であったりとか、ドリルの学習、さらには県のほうで出しておりました授業支援動画ですね、こちらを使用するようという形ですね、なるべく学習を継続させるような取り組みということで、各校長先生のほうから子どもたちに対しましての指導をいただいているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 菊地議員、補正予算のなかから質問を・・・

○12番（菊地昇悦君） これ、補正予算にかかわるんですよね。コロナ対策で、予算を組まれているので、実際、教育のなかでどういうことが行おうとしているのかっていう、そういう関連がありますので非常に大事だと思います。今の坂本議員も、そういう立場から質問されていました。

私はですね、教育長のほうから授業の精選するというような、あくまでも指導要領に縛られないで考えていくということも今示されたと思うんですよ。それをもう一度確認したいと思います。

子どもたちが不安を感じるのは、授業の遅れだということが盛んにいわれている。自分もそのように思っているんだろうというふうには思います。そこで夏休みがまた短縮されるということになれば、ますますその不安、ストレスというのが高まっていくのではないかなというふうに思います。これは小学校へ入ったばかりの子どもが、そんなことを思わないかもしれませんが、ある程度学習を積んだ中学生、小学生高学年のほうは、そのように思っていくのではないかなというふうに思います。ですから、先生方がその辺にどうかかわっていくのか、支えていくのかという、その不安とストレスにどう対応していくのかというのが非常に重要な課題になっていくんだろうなというふうに思っております。そういうことに対応していくという説明されたのは大変よかったです、さてこの夏休みとあわせて行事の見直しのことがいわれましたが、行事についてどのような見直しを考えておられるのか伺います。

○議長（小沼正男君） 教育長 飯島郁郎君。

○教育長（飯島郁郎君） 菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

最後の行事の見直しでございますけども、コロナ対策の最中に卒業式があつたり、入学式があつたりということで、従前ですと卒業式の予行とか、それから保護者も入れて参加をしていただいて学校全体で記念になる卒業式というような形で、予行練習も含めてある程度の時間をとって実施してきましたけども、今年の3月末、4月当初は練習なし、それから一部には歌唱、歌もなしということで、本当に3年生には寂しい卒業式といえますか、それでも卒業式をやっていただいてありがたかったという子どもたちの声も届いております。

この後の行事の見直しにつきましては、運動会が小学校は5年に予定をしていましたけども、これはちょっとできませんので、今、秋に送っております。それから、中学校の修学旅行についても、1学期は無理ということで、中止にはしないで今、秋に送っております。それから、学校行事ではありませんけど、6年生の大洗の北海道の船も、洋上体験も一応延期という形にはしてありますけど、限りなく実施は難しいかなという状況で今対応しております。

そういう中で全ての行事を全部中止にして、全ての時間を教科指導に充てるというのは、やっぱり学校教育の範疇としては、なかなか踏み切れないかなというふうに思っております。そういう中で子どもたちの思い出に残る、中心となるような行事については、やはりコロナ感染症が収まっている状況であれば、何らかの形で教科の指導とあわせて組み入れていきたいと。その際にも、例えば今まではフルでやっていたものを例えば短縮型とか縮小型にして何らかの形で実施をする。そういうなかで少なくなった時間数の中でも対応できるものを少しでも残していければというふうに、今、各学校で行事の検討については、全て年間計画の中で一つ一つの行事の見直し等、例えばこう

いう形でやれば何時間ぐらいでできるかとか、それを今全部打ち出しておりますので、後でそれぞれご家庭にも配布できるかというふうには思っております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 最後ですけども、先ほど教育長のほうから3密をどう防ぐかというようなことがいわれましたが、この感染症対策としてですね学校内の消毒、清掃、あるいは健康チェック、こういうことが非常に大事であって、今までにない業務になっていくんではないかなというふうに思います。こういうような業務にですね、先生方をそこに回すということになると、今でさえこのような状況で対応せざる得ない先生、長時間労働が問題視されている先生方にとっては、大変な負担となってしまいます。こういう3密対策、環境対策としてですね、先生方に頼らない別の方、そういうもの専門に対応できるような人員配置というものが需要ではないかなというふうに思っていますが、この辺はどのように考えられているか伺います。

○議長（小沼正男君） 菊地議員、補正予算についてお話していただきたいと思います。質問がずれてますんで。いや、それは後で例えば総務委員会でやるとか、そういうことでお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければですね、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第48号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、原案のとおり決しました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きます、議案第49号 令和2年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第49号 令和2年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案の理由をご説明いたします。

議案第49号令和2年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額を17億9,532万9,000円とするものでございます。

11ページをお開きください。

歳出の補正内容でございますが、保険給付費の疾病手当金につきましては、さきの議案について説明いたしましたように、新型コロナウイルスによりまして疾病手当金14万円を追加計上するというものでございます。

また、歳出を賄う財源といたしましては、県支出金の14万円を追加計上するというところでございまして、議案第49号の内容については以上のおりでございます。議案書によりましてご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第49号 令和2年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。議案第49号 令和2年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、原案のとおり決しました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第6、議案第50号 防災行政無線戸別受信機及び屋外ダイポールアンテナ備品購入売買契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第50号 防災行政無線戸別受信機及び屋外ダイポールアンテナ備品購入売買契約の締結について、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、防災行政無線デジタル化（同報系）設備更新に伴いまして、防災行政無線戸別受信機および屋外ダイポールアンテナ備品購入の売買契約を締結するものであります。

契約の方法につきましては、一般競争入札により、令和2年5月25日に入札会を執行した結果、三峰無線株式会社つくば営業所が3億6,500万円で落札をいたしました。これに伴う消費税および地方消費税の3,650万円を加えました4億150万円にて売買契約を締結するものであります。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号の内容でございますが、以上でありまして、お手元の議案書等によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第50号 防災行政無線戸別受信機及び屋外ダイポールアンテナ備品購入売買契約の締結について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 何度も申し訳ありません。ダイポールアンテナ、いわゆるこの数がどのような形で、どの地区、今までと変わらないのかどうかとですね、あと、業者がここに1社しか書いてありませんけども、これは1社しか入札に参加しなかったということなんですか。そうしますと、予定価格に対してどのぐらいの金額、何%で金額が、いわゆる入札が終了したのか、その2点をお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

屋外ダイポールアンテナ、今回1,000式ということで数のほうを定めております。こちらの1,000式ということで、どうやって算定したかということでございますけども、昨年度にですねこのデジタル化に伴いまして、電波がどの辺まで町内行き渡るかというような電波伝搬調査というものをいたしましたして、この結果をもとにシミュレーションをしましてですね、受信の感度がちょっとダイポールアンテナを使わないとちょっと受信できないかなというところの地区をおおよそ推定しまして、そのなかでおおよそ1,000件程度はちょっとアンテナがないと難しいかなというところで1,000式というふうに定めたところでございます。

もう一点のご質問で一般競争入札ではありますけども、1社しか参加していないというところがございますけども、一般競争入札で広く募集をして価格競争をしていただきたいということで一般競争入札を実施したところがございますけども、今現在、親機の工事をしておる三峰無線のみが入札に参加してきたということで、1社しか応札をしていないという状況でございます。

また、予定価格に対しての落札比率というところがございますけども、今回の機器の購入に関しては、事前に予定価格のほうは公表してございませんでしたので、札を開けてですねこちらの設定していた予定価格に対して下回っていたかどうかというところになります。

予定価格非公表ということですので、入札、落札比率何%ということは、ちょっとこちらでは申し上げられないんですけども、入札価格ですね、予定価格に対してあまり大きく下がってはいなかったというところだけお答えをさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。いわゆる1社だと随意的な任意が非常に高いですよ。本来これでいいのかどうかというと、今までも無線関係はですね何社か、数社ぐらい必ず出てきて、その昔、私も無線やってる時がありましたけど、水戸にもありますし、もちろんいろんなところにありますけども、これが特別な機器なのかどうかはまた別としましてですね、やはりそのあたりの何ていうんでしょう、公募の在り方なのか、業界の在り方なのかよくわかりませんが、この辺は皆さんのほうで誠意やられているんだろうと思いますけども、とりあえずはですね了解をさせていただいて、質問を終わります。以上です。ありがとうございます。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第50号 防災行政無線戸別受信機及び屋外ダイポールアンテナ備品購入
売買契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第50号は、原案のとおり決
しました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第51号 大洗町ビーチテニスクラブ増築工事請負契約の締
結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第51号 大洗町ビーチテニスクラブ増築工事請負契約の締結について、
提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、大洗町ビーチテニスクラブの増築棟新設および屋内コート屋根、既存棟の
改修工事の請負契約を締結するものでございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札によりまして令和2年5月25日に入札会を執行した結果、
大貫・戸塚特定建設工事共同企業体が1億100万円で落札をし、これに取引に係る消費税および地方
消費税の1,010万円を加えました1億1,110万円にて請負契約を締結するものでございます。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の
規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第51号の内容でございまして、詳細につきましてはお手元の議案書によりましてご審議の上、
適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第51号 大洗町ビーチテニスクラブ増築工事請負契約の締結について質疑を行
います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了します。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第51号 大洗町ビーチテニスクラブ増築工事請負契約の締結について、
原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第51号は、原案のとおり決しました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きます、議案第52号 1国補都再第7-1-2号大洗駅前広場改修工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第52号 1国補都再第7-1-2号大洗駅前広場改修工事請負契約の変更について、提案の理由をご説明いたします。

本議案は、現在、町で進めております大洗駅前広場の整備において、大洗駅舎前ロータリーの駐車場を含む車道および歩道エリアの改修を行っている工事の請負契約の変更でございます。

5ページをご覧くださいますが、議案第52号について一般競争入札により株式会社大貫工務店が1億6,390万円で落札し、これに取引に係る消費税および地方消費税1,639万円を加えた1億8,029万円にて請負契約を締結し、令和元年11月8日に議会の議決をいただき、工事を進めてきているところであります。

主な変更の内容といたしましては、シェルターの基礎の地盤改良の必要が生じたというようなことによりまして、工事費が50万円増額するという内容でございます。これに取引に係る消費税および地方消費税5万円を加えた55万円を増額して請負契約を変更させていただくという内容でございます。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございまして、議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第52号 1国補都再第7-1-2号大洗駅前広場改修工事請負契約の変更について質疑いたします。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 今回この場所全体のことからいいますと、2回目の変更になります。大貫さんの前に別な業者がまた金額が合わなかったということもあったり、そこでお尋ねするのはですね、今回のこの問題、いわゆる設計段階でどこまでそこが読めなかったのか、こういったものに関して、通常のものなのか、そのあたりをねもう少しちょっとお尋ねしたいと思います。単価が変わってきたりとか時代の変遷はあるかもしれませんが、前回は数カ月足らずでその単価が変わってきているということもあったりいろいろありましたけども、今回もどのような経緯で、このような設計変更が出てきたのか、設計というか施工になりますけども、これはもともとその設計の段階でどの

ようになってたのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

こちらはですねシェルター、いわゆるバス停を含むところの屋根の基礎の地盤が当初想定していたものより弱かったために、この基礎の荷重を分散させるためにマットレス工法というこの碎石を入れて不織布でくるんだようなものを地下に設置するというような工事が追加になったというものでございます。実はこれ、3月議会でもですねキクチ工務店、今、既に供用開始しています菊地工務店でも同じような、実際地盤が弱かったために同じような変更をして、変更させていただいたというものでございます。

当初はですね、この大洗駅近傍でやっておりましたボーリング調査をもとに地盤反力を計算して、当初の設計の基礎で十分間に合うということで発注をしていたものでございます。ただ実際、詳細にですねこの地盤を、本当に基礎を入れるその場所で地耐力を確認したところ、当初想定していたボーリングデータで得られたものよりも弱かったために、若干のこの基礎のへん、追加が必要になったというようなものでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 想定外という言葉なんですかね、いわゆるそのボーリング調査がどこまでやられるかというのは非常に大切なことであって、それは設計を受けた段階で、設計業者としての力、力量不足なのかということまでやはりいわざるを得ない。どこまでちゃんとボーリング調査をして、その設計が変わってくるのか。単価の変更が途中であったりとか、工法が変わったというんだったら、まだ少しわかりますけども、その工法が変わった理由が地盤が軟らかいからと。でもしかし、そこはボーリング調査でしっかりしたものがあれば、何らこういうことも多分起こらないであらうというふうに感じましたので、ただ、ここにはね、これがいいとか悪いとかの私は話をしているのではなく、やはりここで議決をする以上は、やはりきちっと皆さんから答弁をいただいた上で私たちは議決をしたいと思っていますのでお尋ねをした次第であります。終わります。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 先ほどのお話いただいてきたことに少し私のほうで補足をさせていただければと思ひまして発言させていただきます。

当然、議員おっしゃるようきちっと調査をして、変更がないようにして発注をするというのがもっともというのはあるんですけども、例えばボーリング調査1本やれば、それだけで50万とか80万とかっていうのがかかっていくわけですね。だから、多くやれば確かに工事の精度というのは上がるけれど、それ以上に、例えば今回補正が必要になった額以上のお金がかかってしまうということもございますので、今回の場合は新たに何本もこのボーリング調査をやるのではなくて、既存の資料をもとに設計を行って、必要最低限の出費の変更で済んだということでご理解いただければと思います。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番(坂本純治君) わかりました。それをね2回目の質問の時に答弁が初めからいただければ、1回目か、いわゆるそのコストとのバランス、それによって今回、逆にそこまで調査するよりも新たな変更のほうが安く上がると、そこまでのところをちゃんと説明していただくと、私たちは納得するわけです。ですから、そこまで私たちが納得できるような答弁、是非今後もお願いをして終わります。

○議長(小沼正男君) ほかにないですか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小沼正男君) なければ、以上で質疑を終了します。
討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第52号 1国補都再第7-1-2号大洗駅前広場改修工事請負契約の変更について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(小沼正男君) ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第52号は、原案のとおり決しました。

◎報告第3号および報告第4号の上程、報告

○議長(小沼正男君) 続きまして、日程第7、報告第3号 令和元年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第4号 令和元年度大洗町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長(小谷隆亮君) それでは、報告第3号および報告第4号の令和元年度繰越計算書2件について、一括して提案の理由をご説明いたします。

はじめに、報告第3号 令和元年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

2ページをお開きいただきます。

総務費の戸別受信機購入事業につきましては、発注済みの100台分について、納品が今年度になることから319万円を繰り越しをしたところでございます。繰り越しに伴う財源といたしましては、一般財源でございます。

大洗鹿島線支援事業につきましては、昨年10月25日の豪雨によりまして、鉄道隣接斜面2カ所が崩壊をいたしました。国・県・沿線市町で協調支援を行うため、費用192万6,000円について、3月議会において補正をし、事業着手が今年度となることから全額を繰り越しをさせていただくものでございます。繰り越しに伴う財源といたしましては一般財源でございます。宜しくお願いを申し上げます。

民生費の災害支援事業につきましては、昨年の台風19号により住宅被害に遭われた世帯の生活再

建のための支援金でございまして、昨年度末時点で未申請となっている3世帯分75万円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源といたしましては、県支出金で37万5,000円、一般財源37万5,000円でございます。

農林水産業費の強い農業・担い手作り総合支援事業につきましては、昨年の台風19号において、農業用ハウスなど農業用資機材に被害を受けた農業者に対しまして新たな国の支援制度が設けられたため、国・県とともにですね支援を実施するための費用を3月議会において補正し、国の支出が今年度となることから405万7,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源といたしましては、県支出金で333万2,000円、一般財源72万5,000円でございます。

経営構造改善事業補助事業につきましては、現在、魚市場施設の東側で建設を進めております活魚畜養施設の完成見込みがですね今年度となることから、1億6,638万7,000円を繰り越しをするところでございます。繰り越しに伴う財源といたしましては、未収入特定財源として、県支出金で6,223万7,000円、繰入金で1億415万円の合計1億6,638万7,000円でございます。

商工費のタンクローリー1号車購入事業につきましては、受注生産のため昨年度内納車が困難となったことから、2,241万9,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源といたしましては、地方債1,890万円、一般財源351万9,000円でございます。

(仮称)大洗観光情報交流センター事業につきましては、再入札手続等に時間を要し、建物の完成が今年度になったことから、4,179万4,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源といたしましては、未収入特定財源として、国庫支出金の1,596万2,000円、地方債の1,190万円の合計2,786万2,000円、一般財源1,393万2,000円でございます。

土木費・道路橋梁費の町道整備事業につきましては、地権者との用地交渉に時間を要したことによりまして3月の補正予算において計上いたしました国の補正予算配分に基づく増額分につきまして、着工が今年度となることから、総額1億8,936万円を繰り越しをしたところでございます。繰り越しに伴う財源といたしましては、未収入の特定財源として国庫支出金9,276万8,000円、地方債9,060万円でございます。合計1億8,336万8,000円、一般財源599万2,000円でございます。

都市計画費の駅前広場整備事業につきましては、関係機関との調整に時間を要したため、事業費1億3,614万1,000円を繰り越しをしたところでございます。繰り越しに伴う財源といたしましては、未収入特定財源として国庫支出金5,350万4,000円、地方債7,220万円の合計1億2,570万4,000円、一般財源1,043万7,000円でございます。

港中央地区土地利用検討事業につきましては、事業変更の検討や関係機関との調整に時間を要したことによりまして264万円を繰り越しをしたところでございます。繰り越しに伴う財源といたしまして、一般財源でございます。

都市計画道路若見屋平戸線整備事業につきましては、用地交渉が難航をいたしまして移転登記等が今年度となることから、事業費5,750万円を繰り越しをさせていただいたところでありまして。繰り越しに伴う財源といたしましては、既収入特定財源として繰入金の4,453万8,000円、一般財源1,296万2,000円でございます。

次に、報告第4号の令和元年度大洗町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

4ページをお開きください。

公共下水道事業につきましては、管きょ工事およびマンホールトイレ設置工事において、関係機関との調整に時間を要したために、総額で9,157万3,000円を繰り越しをさせていただきました。繰り越しに伴う財源といたしましては、未収入特定財源として、国庫支出金3,461万円、地方債4,960万円の合計8,421万円、一般財源736万3,000円でございます。

また、那珂久慈流域下水道事業建設負担金につきましては、県事業の工事が繰り越しになることに伴いまして、町の負担金956万5,000円を繰り越しをさせていただいたところであります。繰り越しに伴う財源といたしましては、地方債940万円、一般財源16万5,000円でございます。

以上、2件の令和元年度繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告をするものでございます。

○議長（小沼正男君） 以上、町長からの報告でありますので、ご了承願います。

◎寄附の受け入れ

○議長（小沼正男君） 続きまして、日程第8、寄附の受け入れについて報告を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、寄附の受け入れについて報告をさせていただきます。

コロナ感染対策等についてですね、いろいろと企業の皆さん方等からご心配をいただいて、ご寄附をいただいたところでございます。

一つは、大洗町磯浜町の株式会社大貫工務店、マスク2万枚、新設コロナウイルス感染症対策の一助としてということで、令和2年5月12日にご寄附をいただいたところであります。

もう一つには、同じく磯浜町638の株式会社月の井酒造店でありましたが、高濃度アルコール100本、新型コロナウイルス感染症対策の一助として令和2年5月15日にご寄附をいただいたところであります。

もう一つは、ひたちなか市の株式会社E & Eテクノサービスでございますが、感染症防護服80枚、フェイスシールド、顔にかけるあれですけども50枚というようなことで、新型コロナウイルス感染症対策として、特に医療機関等に活用をというようなこと、あるいは消防・救急隊等に活用をというようななご趣旨のもとでご寄附をいただいたところであります。令和2年6月4日、ご寄附をいただきました。

3企業からですねご寄附をいただきまして、ありがたく受け入れをさせていただき、有効適切に活用させていただくということでご報告をさせていただく次第であります。

○議長（小沼正男君） 以上で審議すべき議案等は以上となります。

◎申入書の提出

○議長（小沼正男君）　ここで議会から町に対して、新型コロナウイルス感染防止拡大対策に関する申し入れをいたします。

それでは、小谷町長、前へお願いいたします。

令和2年6月5日

大 洗 町 長

小谷 隆亮 様

大 洗 町 議 会

議長 小沼 正男

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する申し入れについて

新型コロナウイルス感染症については、新たな感染者数は減少傾向にあるものの、未だ予断を許さない状況にあります。また、この6月からは、全国的に新型コロナウイルス感染拡大防止のための様々な制限が解除、緩和される中、大洗町においても各施設等が再開しています。

この6月議会定例会には新型コロナウイルス対策として、各種支援策を含めた補正予算案が提出されましたが、長期的な感染拡大防止対策は不可避となっています。

大洗町議会では、町民の生命と健康を守り、町民生活の安定や事業者への経済活動のための更なる支援策に必要な財源として、下記の議員研修交付金を削減することを決定いたしました。

つきましては、この財源を活用し、町民ニーズに対してスピード感を持った新型コロナウイルス対策を講じられるよう申し入れます。

記

1. 議員研修交付金 1,440,000円

宜しく願いいたします。

〔町長へ申入書を渡す〕

◎町長のあいさつ

○議長（小沼正男君）　閉会に当たり、小谷町長から発言を求められておりますので、これを許可します。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君）　それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会、コロナ感染防止という趣旨に立って、議員の皆さん方にご協力いただいておりますね、簡潔にこの6月定例会、提案させていただいた議案等も全て議決をいただいたところであります。

また、傍聴者なしの、そしてまた1日限りの会期中で、本当に効率のいい議会運営というようなことにご配慮いただきまして誠にありがとうございます。

また、コロナウイルス感染拡大防止というような趣旨に立って皆さん方の研修費をですね削減をして、財源を浮かし、それを感染予防に活用するよという趣旨で今、その申し入れをいただいたところであります。改めて皆さん方のそうした気持ちに敬意と感謝を申し上げる次第であります。

このコロナウイルス感染に対応するための第1次の予算は、この定例会で今、議決をいただいたところであります。これを素早くですね実施して、早くやはり役に立てるよに努力をしていく所存でありますので、どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

また、今、国が第2次の補正に取り組もうよということになっておりまして、その第2次の臨時交付金、これにおいて更なるまた対策としてですね増強を図っていく、そういう環境を考えていかなきゃならないと思っております。できるだけ大洗町の今の現況をしっかりと捉えながら、国に対してこの臨時交付金がうまく使えるよな申請としてですね上げて、展開をしていければというふうに思っております。

このコロナ感染予防の取り組みにつきましては、ご案内のとおり短期間で終了するよなことではなくて、やはり長いスパンで物を考えていかなきゃならない、そういう環境にあるよというふうに認識をしております。これからのやはり生活面においてもですね、どういうところをやはり改善をし、あるいは且つまた新たな生活をしていく上においての体系をつくり上げていくかというよなことも一つの課題だろうよというふうに思っておりますし、感染防止を含めたそうした環境づくりにですね、さらに力を入れていきたいよというふうに思っておりますし、また、このいろいろな生活支援の問題、あるいは教育の振興の問題、さらには産業の活性化の問題、数多くそうした問題を抱えている昨今でありますから、そういうところに的確に対応してですね、少しでもやはり元気軌道に乗って、輝く歩みができるよな環境を堅持していければよというふうに思っております。尚一層また皆さん方のお力添え賜りますよ宜しく宜しくお願いを申し上げる次第であります。

長い丁場でありますので、私どももまた十分そういうところに意を用いながら、執行部としてもその対応をしていきたいよというふうに思っておりますので、どうぞご理解のほどを宜しくお願いを申し上げます。

本日の定例会、非常に円滑に終了できまして、いろいろ提案したことを議決をいただいたこと、そしてまた、こうした防止対策についての申し入れとして皆さん方のお気持ちをいただけたこと、感謝を申し上げて挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（小沼正男君） 本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年第2回大洗町議会定例会を閉会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

閉会 午前11時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 小 沼 正 男

署 名 議 員 和 田 淳 也

署 名 議 員 海 老 沢 功 泰